

## 令和2年12月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(8人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治  
~~(1番)西田 義和~~ (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛  
(5番) 宮原 清人 ~~(6番)川邊 美津子~~ (7番) 平川 真由美  
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一  
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

日程第4 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の承認について

日程第5 議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による  
農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、1番と6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年12月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件は13件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字高原及び新增、大字深水字西原、地目は畑が4筆、合計面積は8,706㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>これは親子間の移転であり、何の問題もありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 45 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字中高原、地目は畑で 1 筆、面積は 11,465 m<sup>2</sup>です。転用目的は畜舎及び管理事務所です。場所は中高原になりますが、既存の牛舎に隣接する場所になります。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>議案に書かれている内容については間違いございません。すぐ入ったところに調整池があるのですが、排水について気になるところがありましたので、ご確認願います。</p>
10 番委員	<p>一緒に現地を確認しました。角のところに調整池の穴が掘ってありまして、以前申請された所にも掘ってあります。今回の調整池からは道路の側溝に排水されるようになっておりますが、十分な排水ができるのか現地での確認が必要だと思われます。</p>
3 番委員	<p>以前、防風林の先の所有者の方から相談を受けたことがありますが、最近では相談とかはないのでしょうか。</p>
10 番委員	<p>最近も相談があり、茶園のほうに影響があったと聞いたので、現地</p>

	<p>を確認しました。排水の水がオーバーフローして茶園のほうを侵食しているみたいです。施設の方もいらっしゃたので、調整池の面積に対して排水が十分にとれていないのではとお伝えし、対策をどうされるのかをお尋ねしました。そのままでとの話はありませんでしたが、周辺からも相談を受けておりますので、対策をお聞きした上で対応させていただいたほうが良い案件だと思います。</p>
4 番委員	<p>相談を受けているのであれば、水対策が不十分であるなら今回は保留して確認したほうが良いのでは。</p>
議長	<p>他にご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>それでは、どういたしましょうか。今回は保留して、現地を確認していただきましょうか。対策については、出していたものを後で確認するという事です。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、本件は保留といたします。</p>
	<p>議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字小森、地目は畑で 1 筆、面積は 190 m<sup>2</sup>です。権利種別は所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は 300,000 円です。なお、この案件は第 2 種農地であり、7 月 4 日の豪雨災害で被災された方が道向かいの宅地を購入され、駐車場として利用するため申請されたものです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 9 番委員に報告をお願いします。</p>

9 番委員	先日、川辺地区推進委員と本人さんにお会いし確認しましたところ、間違いございませんとのことでした。農業はされておりませんので、転用して駐車場にしたいとのことでした。
10 番委員	ここは農用地区域外かな。
事務局	はい。農用地区域外の第 2 種農地です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 9 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	次に、議案第 47 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 47 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字別府原、地目は田で 1 筆、面積は 763 m <sup>2</sup> です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 30,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。

深水地区推進委員	昨日、6 番委員と一緒に確認してきました。記載のとおり間違いのないことです。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字朝ノ迫、地目は畑が2筆、合計面積は17,291㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号3、大字川辺字下原、地目は畑が3筆、合計面積は9,827㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で30,000円です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	確認してきました。記載のとおり間違いございません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番と5番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字新並木及び吉ノ尾、地目は田が8筆、合計面積は10,615㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。番号5、大字柳瀬字知敷原及び吉ノ尾、地目は田が3筆、合計面積は5,097㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。なお、この案件の配分計画案については、議案第48号でご説明いたします。以上です</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字平川、地目は田が2筆、合計面積は971㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は400,000円、10a当たりに換算すると411,946円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。
4番委員	本件につきましては、12月3日に確認しまして記載されているとおり間違いのないことを報告させていただきます。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第48号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。1番についてですが、9番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(9番委員退席)</p>
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第48号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字蜻木、地目は田で1筆、面積は2,048㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は15,000円です。以上です。</p>



議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで9番委員の入室を許可します。</p> <p>(9番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字堀内、地目は畑が3筆、合計面積は4,698㎡です。権利種別は機構法使用貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字檜木、地目は田で1筆、面積は1,922㎡です。権利種別は機構法貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権</p>

議長	<p>利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は玄米 173kg、10 a 当たり 90kg です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、4 番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 4、大字柳瀬字知敷原及び新並木及び吉ノ尾、地目は田が 11 筆、合計面積は 15,712 m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
事務局	<p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 1月12日(火) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時45分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年12月7日

相良村農業委員会

署名委員 3番 (印)

署名委員 4番 (印)